徳島県工事関係書類等の適正化ガイドライン（農林版）

令和8年11月

徳島県　農林水産部　農山漁村振興課

徳島県工事関係書類等の適正化ガイドラインについて

■本ガイドラインは、徳島県農林水産部が発注する農林土木工事について適用します。

■本ガイドラインでは工事関係書類を必要最小限にするため、削減可能な工事書類や設計変更に係る考え方等を紹介しています。

■本ガイドラインを活用し、工事関係書類等の適正化に向けた積極的な取り組みをお願いします。

※なお、受注者の社内で必要とされる工事書類の作成を妨げるものではありません。法令等に規定された書類の作成は適正に行ってください。

目　次

１　施工計画書・施工管理体制（一部改定）・・・・・・・・・・　1
２　施工・安全管理（一部改定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
３　写真管理（一部改定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
４　材料品質管理書類（一部改定）・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
５　出来形管理書類（一部改定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
６　書類の提出方法・時期等（一部改定）・・・・・・・・・・・ 41
７　書類提出が不要となる場合（一部改定）・・・・・・・・・ 47
８　設計変更（一部改定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
９　関係基準等の保存場所（県HP）（一部改定）・・・・ 54

１　施工計画書・施工管理体制

設計図書の照査

照査の結果により生じた、計画の見直し、図面の作成、構造計算、追加調査等の書類作成は発注者の責任で実施

【受注者が実施する部分】
・設計照査の結果を説明するための資料作成。
（現地地形図、設計図書との対比図、取り合い図、施工図等）

【発注者が実施する部分】
・照査の結果により生じた、計画の見直し（比較検討表の作成含む）、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等。

※受注者に作成を指示する場合は、その費用を発注者が負担する。

💡 詳細は「徳島県農林土木工事における設計変更ガイドライン（案）」の最新版を参照

「施工計画書」の提出が必要な工事について

以下の①～③のいずれかの工事では、受注者は工事着手前に工事目的物を完成させるために必要な手順や工法等についての「施工計画書」を監督員に提出する必要がある。

①当初請負対象金額が5,000万円以上の工事
②低入札工事
③仕様書に明記のある工事

上記①～③の全てに
該当しない工事
↓
施工計画書の提出は不要



※この場合、施工計画書を提出しても
工事成績評定に反映されません。

徳島県農林土木工事共通仕様書
1-1-1-5　施工計画書
1.一般事項
　受注者は、当初請負対象金額が5,000万円以上の工事、低入札価格調査制度の低入札価格調査基準価格を下まわって落札した工事（以下「低入札工事」という。）及び仕様書に明記のある工事においては、工事着手前または施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。なお、低入札工事において、施工計画書の内容についての重点的なヒアリングを発注者から求められた場合には、応じなければならない。
　受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。
　受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、維持工事等簡易な工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

変更施工計画書

変更施工計画書は施工計画に大きく影響しない場合は提出不要

・数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合については、新たに変更施工計画書の作成、提出は不要

（軽微な変更の事例）

・工期末の精算変更、施工方法の変更を伴わない工事中の数量の増工や工期のわずかな変更、条ズレ、ページの変更等

変更施工計画書は、変更箇所のみを抜粋して提出すれば良い

・変更施工計画書は、変更が生じないページを改めて提出する必要はない

（最終的な変更施工計画書として統合、再提出を行う必要はない）

・項目の追加等によるページ番号、項目番号等の修正を行う必要はない

「施工体制台帳」、「施工体系図」の提出が必要な工事について

以下の①②の場合、受注者は「施工体制台帳」及び「施工体系図」の提出が必要。
①下請契約を締結（建設業者）
②交通誘導警備員を配置（警備業者）
※②の作業員名簿は、建設業法に該当しないため、提出不要

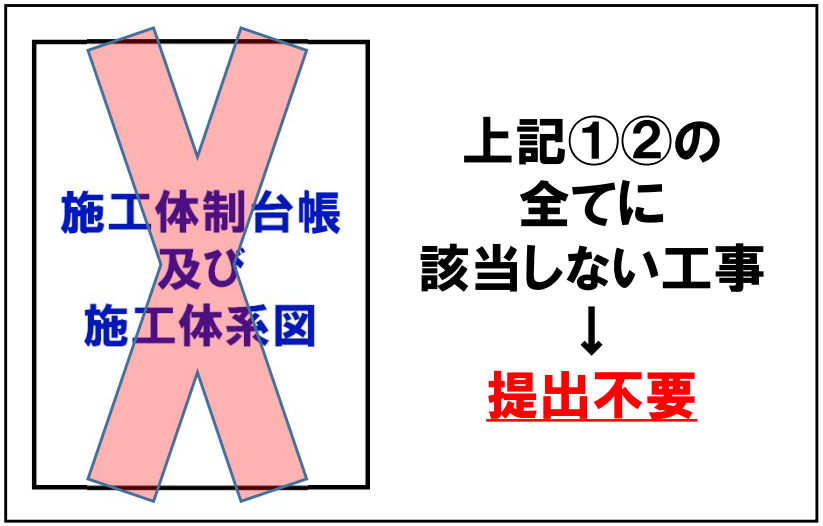

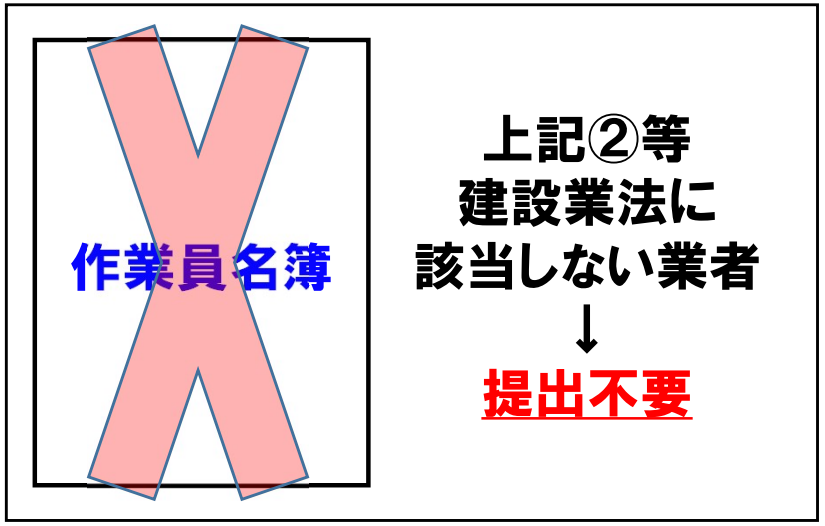

徳島県農林土木工事共通仕様書　1-1-1-13 施工体制台帳及び施工体系図

1.施工体制台帳の作成
受注者は、下請契約（以下の3の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

2.施工体系図の作成及び掲示
受注者は、下請契約（以下の3の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

3.警備業者の記載
受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

施工体制台帳

施工体制台帳、添付書類の提出は必要最小限とする

- **元請施工のみ**の場合、施工体制台帳、施工体系図、作業員名簿は**不要**。
- **土砂等を運搬する大型自動車を配置する（運搬業者）**の施工体制台帳、施工体系図、作業員名簿の**記載は不要**。

【施工体制台帳に添付を必要とする書類】

- 下請負人が注文者との間で締結した契約書の写し（注文・請書及び基本契約書又は約款等の写し）
- 元請負人の配置技術者が主任（監理）技術者資格を有することを証する書面又は写し（監理技術者は監理技術者資格証の写しに限る）
- 監理技術者補佐を置いた場合は、監理技術者補佐資格を有することを証する書面又は写し
- 専門技術者を置いた場合は、資格を有することを証する書面（国家資格等の技術検定合格証明書等の写し）
- 元請の主任（監理）技術者、監理技術者補佐及び専門技術者の雇用関係を証明できるものの写し

【施工体制台帳に添付が不要な書類の事例】

- 建設業許可や警備業認定証の写し
- 請負会社の厚生年金保険や雇用保険加入を証明するものの写し
- 監理技術者などの技術者届の写し
- 見積依頼書及び見積書（ただし、見積書は契約書に「別紙見積書のとおり」と記載されている場合等、内訳書としての位置づけであれば添付すること）
- 技術者配置要件以外の資格や実務経歴の写し
- 外国人就労者関係の書類（一号特定技能外国人建設現場入場届出書等）
- 警備業者との契約書及び警備員の資格の写し（ただし、監督員が求めた場合は提示が必要）

作業員名簿

「作業員名簿」は下請契約を締結時に施工体制台帳提出に併せ提出

「作業員名簿」の変更分（作業員の増員等）の提出は、
新たな下請契約の締結時の施工体制台帳提出に併せてで良い。
※新たな下請契約を締結しなかった場合は、工事完了時に変更分を提出。

施工体制台帳の変更 ＋ 作業員名簿の変更

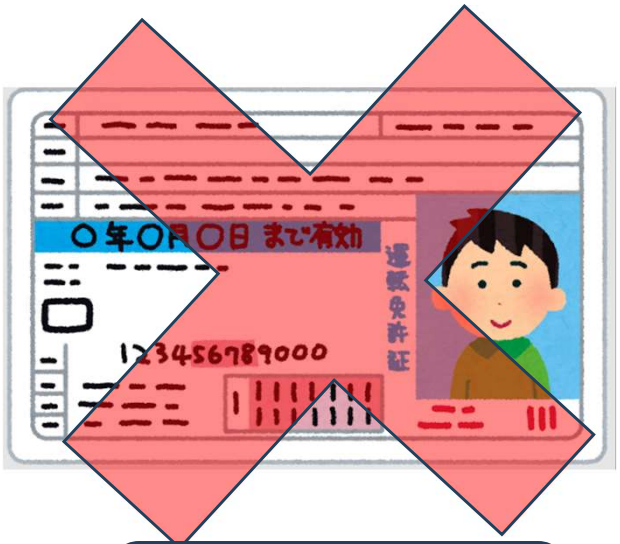

資格・免許証等の添付書類は不要

作業員名簿の記載例はP8を参照

（参考）作業員名簿作成例　※国土交通省HPから引用

作業員名簿の記入例

作業員名簿を作成又は変更した年月日を記入

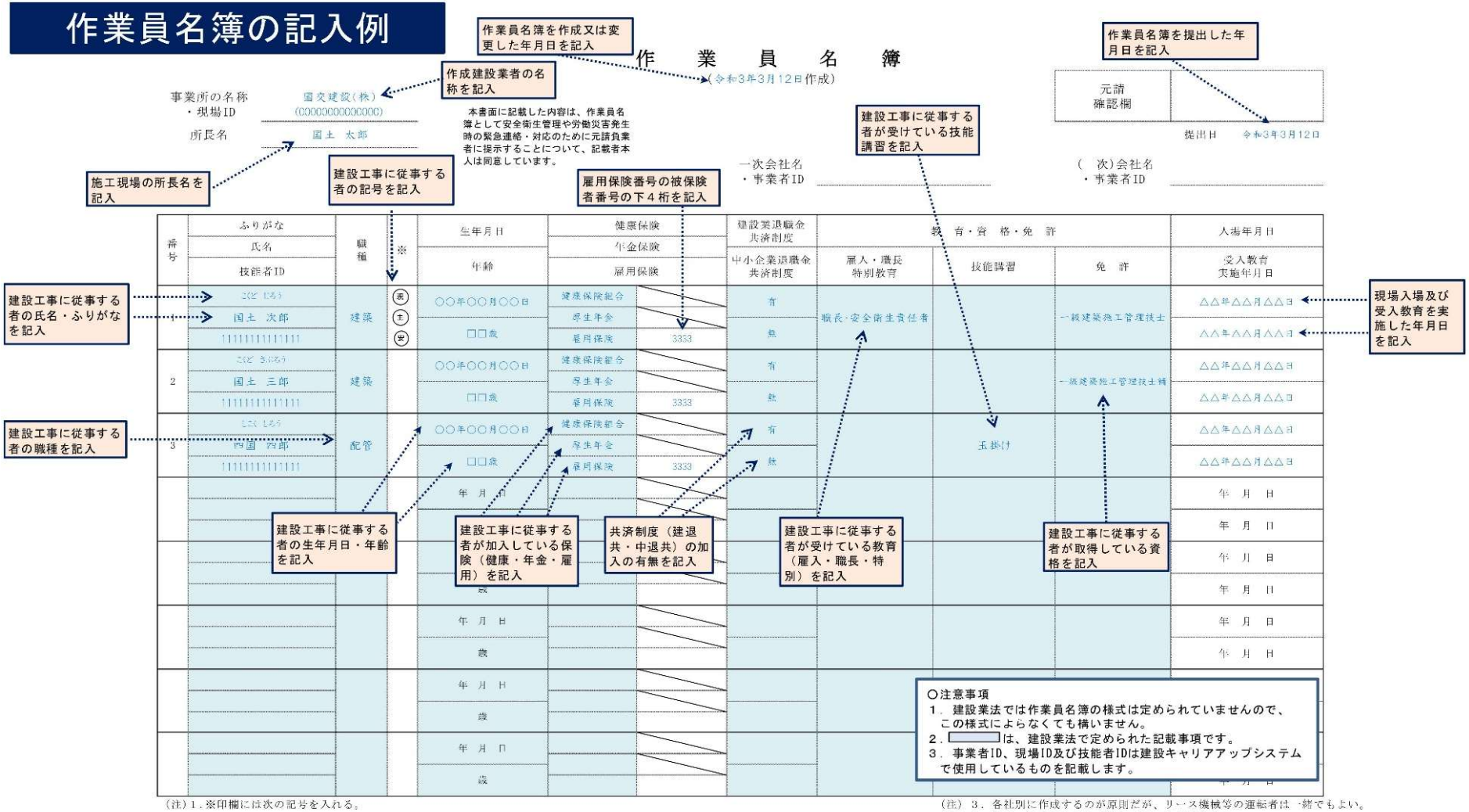

作成建設業者の名称を記入

作業員名簿を提出した年月日を記入

作業員名簿

（令和3年3月12日作成）

事業所の名称・現場ID　国交建設（株）（00000000000000）

所長名　国土　太郎

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

元請確認欄　提出日　令和3年3月12日

施工現場の所長名を記入

建設工事に従事する者の記号を記入

雇用保険番号の被保険者番号の下４桁を記入

建設工事に従事する者が受けている技能講習を記入

一次会社名・事業者ID

（　次）会社名・事業者ID

建設工事に従事する者の氏名・ふりがなを記入

建設工事に従事する者の職種を記入

現場入場及び受入教育を実施した年月日を記入

番号	ふりがな / 氏名 / 技能者ID	職種	※	生年月日 / 年齢	健康保険 / 年金保険 / 雇用保険	建設業退職金共済制度 / 中小企業退職金共済制度	教育・資格・免許 / 雇入・職長特別教育	教育・資格・免許 / 技能講習	教育・資格・免許 / 免許	入場年月日 / 受入教育実施年月日
1	こくど じろう 国土　次郎 11111111111111	建築	表 主 安	○○年○○月○○日 □□歳	健康保険組合 厚生年金 雇用保険　3333	有 無	職長・安全衛生責任者		一級建築施工管理技士	△△年△△月△△日 △△年△△月△△日
2	こくど さぶろう 国土　三郎 11111111111111	建築		○○年○○月○○日 □□歳	健康保険組合 厚生年金 雇用保険　3333	有 無			一級建築施工管理技士補	△△年△△月△△日 △△年△△月△△日
3	ここく しろう 四国　四郎 11111111111111	配管		○○年○○月○○日 □□歳	健康保険組合 厚生年金 雇用保険　3333	有 無		玉掛け		△△年△△月△△日 △△年△△月△△日
				年　月　日 歳						年　月　日 年　月　日 年　月　日 年　月　日
				年　月　日 歳						年　月　日 年　月　日
				年　月　日 歳						
				年　月　日 歳						

建設工事に従事する者の生年月日・年齢を記入

建設工事に従事する者が加入している保険（健康・年金・雇用）を記入

共済制度（建退共・中退共）の加入の有無を記入

建設工事に従事する者が受けている教育（雇入・職長・特別）を記入

建設工事に従事する者が取得している資格を記入

○注意事項
1．建設業法では作業員名簿の様式は定められていませんので、この様式によらなくても構いません。
2．［　　］は、建設業法で定められた記載事項です。
3．事業者ID、現場ID及び技能者IDは建設キャリアアップシステムで使用しているものを記載します。

（注）1．※印欄には次の記号を入れる。

（現）…現場代理人　（作）…作業主任者（（注）2.）　（女）…女性作業員　（未）…18歳未満の作業員

（主）…主任技術者　（職）…職　長　（安）…安全衛生責任者　（能）…能力向上教育　（再）…危険有害業務・再発防止教育

（習）…外国人技能実習生　（就）…外国人建設就労者　（1特）…１号特定技能外国人

（注）2．作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

（注）3．各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。

（注）4．資格・免許等の写しを添付することが望ましい。

（注）5．健康保険欄には、左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

（注）6．年金保険欄には、左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

（注）7．雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下４けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

（注）8．建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

（注）9．安全衛生に関する教育の内容（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

（注）10．建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（例：登録○○基幹技能者、○級○○施工管理技士）を有する場合は、「免許」欄に記載。

（注）11．記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

（参考）ＣＣＵＳから出力した作業員名簿作成例

ＣＣＵＳから出力した作業員名簿を活用する場合は、受注者（提出者）が下記項目をマスキングした上で提出する

：マスキング箇所

作　業　員　名　簿

事業所の名称

現 場 ID　　（　　年 月 日　　作成　）

所 長 名　　殿

本書面に記載した内容は、作業員名簿として、安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

元請確認欄

提出日　　年　　月　　日

１次会社名・事業者ID

（１次）会社名・事業者ID

番号	フリガナ / 氏名 / 技能者ID	職種	所属事業者と異なる事業者の元で就業した場合	※	雇入年月日 / 経験年数	生年月日 / 年齢	現住所 / 家族連絡先	(TEL) / (TEL)	最近の健康診断日 / 血圧	血液型	特殊健康診断日 / 種類	健康保険 / 年金保険 / 雇用保険	社会保険確認	建設業退職金共済制度 / 中小企業退職金共済制度	技能レベル / 在留資格	教育・資格・免許			入場年月日 / 受入教育実施年月日
																雇入・職長特別教育	技能講習	免許	
						年 月 日													年 月 日
																			年 月 日
						年 月 日													年 月 日
																			年 月 日
						年 月 日													年 月 日
																			年 月 日
						年 月 日													年 月 日
																			年 月 日
						年 月 日													年 月 日
																			年 月 日
						年 月 日													年 月 日
																			年 月 日
						年 月 日													年 月 日
																			年 月 日
						年 月 日													年 月 日
																			年 月 日

「建退共」に関する提出書類について

契約担当へ下記書類の提出が必要

●契約時

建設業退職金共済制度証紙証明書又は掛金収納書（電子申請方式）

●完成後

建設業退職金共済証紙現物交付等報告書
建設業退職金共済証紙貼付等報告書
建設業退職金共済証紙貼付等内訳書

★建退共とは？

建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」により国が作った退職金制度

現物交付等報告書

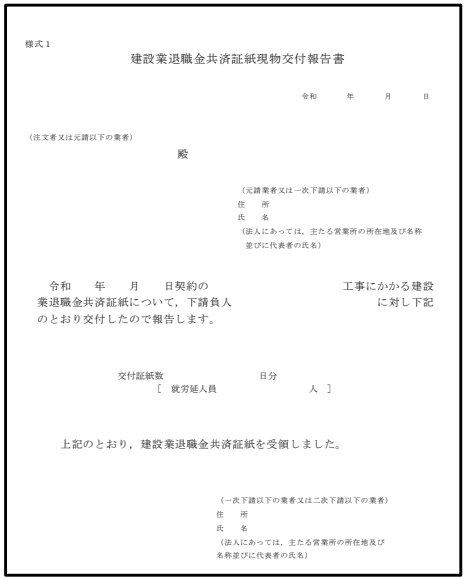

様式１

建設業退職金共済証紙現物交付報告書

令和　　年　　月　　日

（注文者又は元請以下の業者）

殿

（元請業者又は一次下請以下の業者）
住　所
氏　名
（法人にあっては，主たる営業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

令和　　年　　月　　日契約の　　工事にかかる建設業退職金共済証紙について，下請負人のとおり交付したので報告します。　　に対し下記

交付証紙数　　日分
［ 就労延人員　　人 ］

上記のとおり，建設業退職金共済証紙を受領しました。

（一次下請以下の業者又は二次下請以下の業者）
住　所
氏　名
（法人にあっては，主たる営業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

貼付等報告書

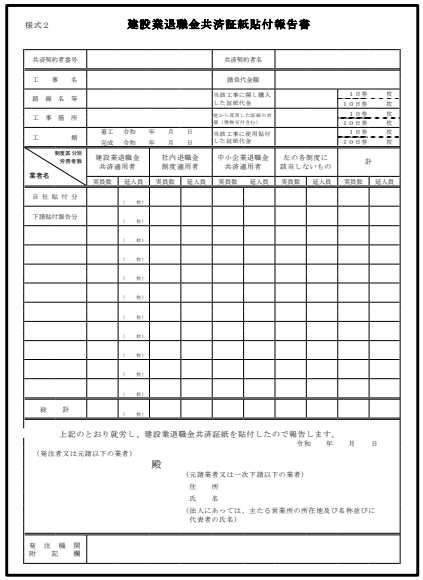

様式２

建設業退職金共済証紙貼付報告書

共済契約者番号		共済契約者名	
工　事　名		請負代金額	
現　場　名　等		当該工事に関し購入した証紙代金	1万券　　円 1千券　　円
工　事　箇　所		他から通算した証紙の手数（無料交付含む）	1万券　　円 1千券　　円
工　期	着工　令和　年　月　日 完成　令和　年　月　日	当該工事に使用貼付した証紙代金	1万券　　円 1千券　　円

業者名 ＼ 制度区分別労務者数	建設業退職金共済適用者		社内退職金制度適用者		中小企業退職金共済適用者		左の各制度に該当しないもの		計	
	常用数	組人員	常用数	組人員	常用数	組人員	常用数	組人員	常用数	組人員
自社貼付分		（　枚）								
下請貼付報告分		（　枚）								
		（　枚）								
		（　枚）								
		（　枚）								
		（　枚）								
		（　枚）								
		（　枚）								
		（　枚）								
		（　枚）								
		（　枚）								
		（　枚）								
総　計		（　枚）								

上記のとおり就労し、建設業退職金共済証紙を貼付したので報告します。
令和　　年　　月　　日

（発注者又は元請以下の業者）
殿

（元請業者又は一次下請以下の業者）
住　所
氏　名
（法人にあっては，主たる営業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

発注機関附記欄

貼付等内訳書

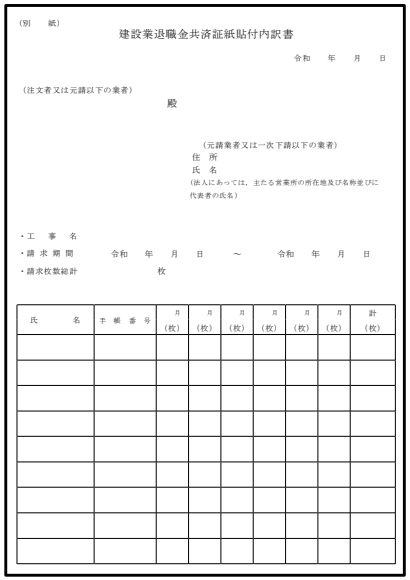

（別　紙）

建設業退職金共済証紙貼付内訳書

令和　　年　　月　　日

（注文者又は元請以下の業者）
殿

（元請業者又は一次下請以下の業者）
住　所
氏　名
（法人にあっては，主たる営業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

・工　事　名
・請 求 期 間　　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日
・請求枚数総計　　枚

氏　名	手帳番号	月（枚）	月（枚）	月（枚）	月（枚）	月（枚）	月（枚）	月（枚）	計（枚）

掛金収納書（電子申請方式）

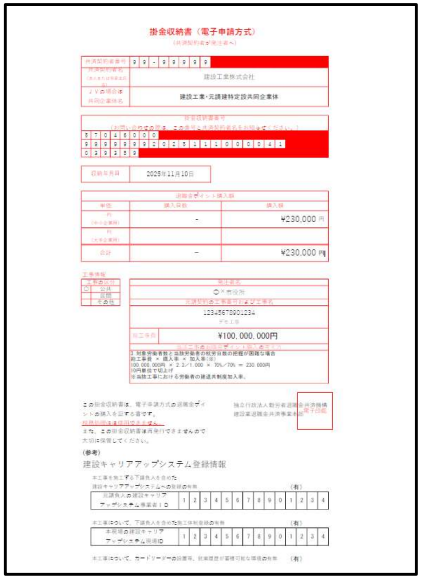

掛金収納書（電子申請方式）

（共済契約者番号）3 2 - 3 3 3 3 3

（共済契約者名）　建設工業株式会社

（工事現場名等）　建設工業・元請建特定団共同企業体

（お知らせのページ）

3 7 0 4 6 0 0 5
5 3 3 3 3 2 2 2 3 2 1 1 2 3 2 0 3 3 1 1
6 2 3 3 3 3

収納年月日　2025年11月10日

単位	購入枚数	購入額
1万	-	¥230,000 円
1千		
合計	-	¥230,000 円

（収納金融機関）
○×信用金庫
（口座振替日）令和7年11月10日
123456789012234
¥100,000,000円

（注）知事許可業者と退職共済証紙購入限度額の関係は次の通り
前工事費 × 購入率 × 加入期間
100,000,000円 × 2.1/1,000 × 70%/70% = 230,000円
1円単位で切上げ
※ 建設工事における労働者の賃金共制度加入率。

この掛金収納書は、電子申請方式の退職金ガイドラインに基づき発行するものです。
※ なお、この掛金収納書は再発行できませんので大切に保管してください。

（参考）
建設キャリアアップシステム登録情報

本工事を施工する下請負人を含めた
建設キャリアアップシステムの事務所名称　（有）
一次請施工事務所キャリアアップシステム事業者ID　1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4

本工事において、下請負人を含めた施工体制台帳の名称　（有）
本事務所の建設キャリアアップシステム事業者ID　1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4

本工事において、カードリーダーの利用等、技術提供可能な環境の有無　（有）

徳島県農林土木工事共通仕様書

1-1-1-51 保険の付保及び事故の補償

6.「建設業退職金共済制度掛金収納書届出書」の提出

受注者は、「建設業退職金共済制度掛金収納書届出書」を工事請負契約時に、発注者に提出しなければならない。また、建設業退職金共済証紙等を追加購入した場合も、同様に本届出書を発注者に提出すること。

なお、建設業退職金共済制度に加入した場合には、別に定める標識（シール）を見やすい場所に掲示しなければならない。

２　施工･安全管理

WEB会議等を積極的に活用

各種打合せは、WEB会議、電子モニター等を活用する

・WEB会議等を積極的に活用し、対面の場合、説明資料は電子モニターやタブレット等を活用することを基本とし、紙資料の準備は不要とする。

・説明資料は既存の協議・照査資料の活用に努め、詳細図面や写真等に代えて動画等の活用や遠隔臨場を合わせて実施することも可能とする。

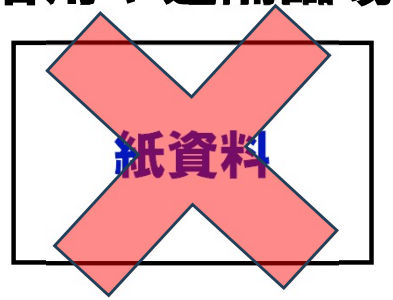

紙資料は不要

電子化





電子モニターやタブレットを活用し、
WEB会議等を積極的に活用

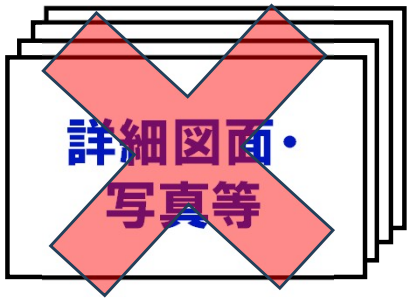

多数の詳細図面や
写真等による説明

効率化





説明資料として現地状況の動画活用
遠隔臨場を合わせて実施

工事打合せ簿

添付する資料は必要最小限かつ簡潔で良い（確認出来れば良い）

- 監督員、現場技術員は過度な説明用の資料の作成や添付を求めないこと。

- 資料を添付する場合は、極力、既存図面や既存資料を活用。
（内容が確認出来れば良い）

- 詳細図面や写真等に代えて動画を活用（添付）することも可能。

- 共通仕様書等のＨＰ等で入手可能な一般的な基準類のコピーの添付は不要。

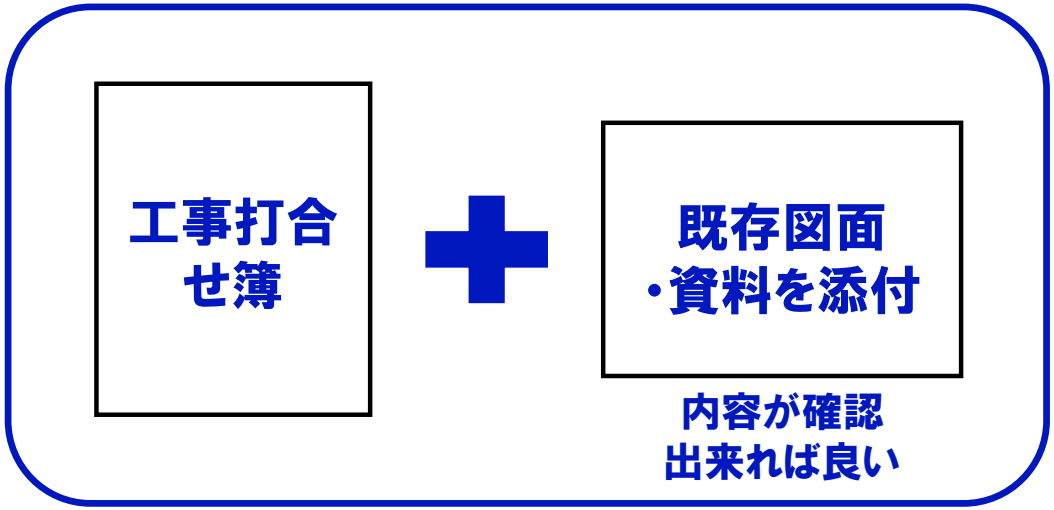



段階確認①

施工計画書作成段階で実施項目、頻度等を確認

- 施工計画書作成段階で、受注者と発注者で必要な工種、頻度等を確認し、**過度な段階確認を行わない**。

- 施工計画書対象外の工事は**共通仕様書1-1-1-25に基づき実施**する。

- **確認項目**については原則、次ページの一覧により実施すること。



受発注者で実施項目、頻度等を確認



施工計画書に基づき、
計画的に段階確認

段階確認①

※徳島県農林土木工事共通仕様書より引用

表1-1-1　段階確認一覧表

種　別	細　別	確　認　時　期
指定仮設工		設置完了時
土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時
土工（盛土工）		
道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		プルーフローリング実施時
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時
	置換	掘削完了時
	サンドマット	処理完了時
バーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン	施工時 施工完了時
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時 施工完了時
固結工	粉体噴射撹拌 高圧噴射撹拌 セメントミルク撹拌 生石灰パイル	施工時 施工完了時
	薬液注入	施工時
矢板工 （仮設を除く）	鋼矢板 鋼管矢板	打込時 打込完了時
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時 現場接合時 打込完了時（打込杭） 掘削完了（支持層確認）時（中堀杭） 先端処理時（中堀杭） 杭頭処理完了時
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了（支持層確認）時 鉄筋組立完了時 施工完了時 杭頭処理完了時 コンクリート打設時
深礎工		土(岩)質の変化した時 掘削完了時 鉄筋組立完了時 施工完了時 グラウト注入時 コンクリート打設時
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄杳据え付け完了時 本体設置前（オープンケーソン） 掘削完了時(ニューマチックケーソン) 土(岩)質の変化した時 鉄筋組立完了時 コンクリート打設時

種　別	細　別	確　認　時　期
鋼管矢板基礎工		打込時 打込完了時 杭頭処理完了時
置換工(重要構造物)		掘削完了時
築堤・護岸工		法線設置完了時
ダム工		法線設置完了時
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前
	基礎工・根固工	設置完了時
重要構造物 函渠工(樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁 ダム工 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土（岩）質の変化した時 床掘掘削完了時 鉄筋組立完了時 埋戻し前 コンクリート打設時
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時
床版工		鉄筋組立完了時 コンクリート打設時
鋼橋		仮組立完了時（仮組立が省略となる場合を除く）
ポストテンションT(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時 プレストレス導入完了時 縦締め作業完了時 PC鋼線・鉄筋組立完了時（工場製作除く） コンクリート打設時（工場製作除く）
地覆工 橋梁用高欄工		鉄筋組立て完了時
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時
トンネル支保工		施工時（支保工変化ごと） 支保工完了時（支保工変更ごと）
トンネル覆工		コンクリート打設前 コンクリート打設後
トンネルインバート工		鉄筋組立完了時 コンクリート打設時
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時
	鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時
	現場溶接工	溶接前 溶接完了時
	現場塗装工	塗装前 塗装完了時
ダム工	各工事ごと別途定める	
塗装工		清掃・錆落とし施工時 施工時
樹木・芝生管理工 植生工	施肥、薬剤散布	施工時

※測定基準や箇所については「徳島県農林土木工事施工管理基準（令和6年12月）」を参照

段階確認②

遠隔臨場を活用し、効率的な施工管理を実施

- 遠隔臨場の活用は、移動時間の軽減や立会の待ち時間の軽減となり、受発注者双方が効率的に確認立会可能となる。

- ただし、遠隔臨場の対象工事は「監督員が現場に行かなくて良い」ものではない。

- 遠隔臨場の活用により、創出された時間を有効に活用し、監督員は必要な現場の確認に努めることが重要。
  ※遠隔臨場撮影時に「歩きスマホ」状態にならないよう留意すること。

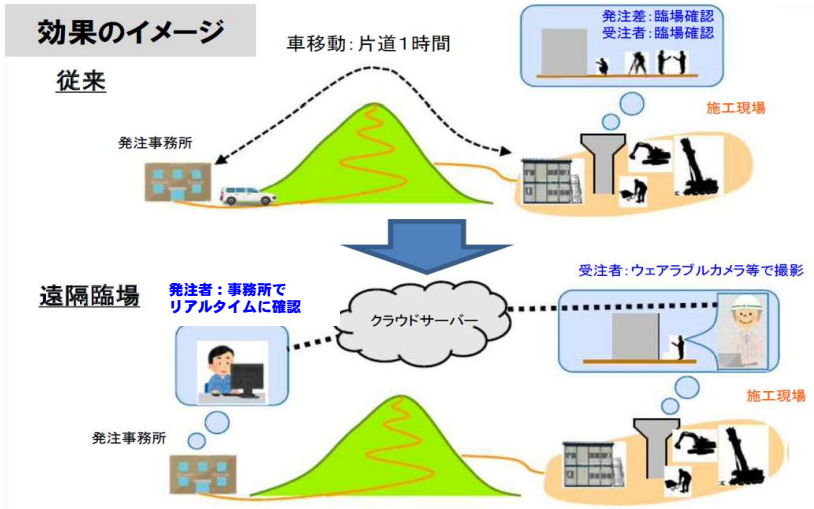

国土交通省HPから引用

段階確認③

監督員・現場技術員の確認資料は電子的な方法による記録も可能

・受注者は段階確認のための**新たな資料の作成は不要**。

・監督員、現場技術員が確認した実測値は**電子的な方法による記録も可能**とする。

【事例】
現場でのタブレット等を用いた電子的な記録
（タッチペンによる手書き機能の活用を含む）

※タブレットを所持していない場合等、従来のスキャニングして保存する方法を妨げるものでない。

段階確認記録表 ＋ 出来形管理図表、設計図表等

監督員は、電子的な方法で実測値を記録

新たな資料の作成



新たな資料の添付不要

段階確認④

現場技術員が監督員への説明に使用する資料は現場技術員が作成

（参考）現場技術員の業務内容

・工事の設計図書等に基づく工事受注者に対する指示、協議に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成。

・工事の**設計変更**若しくは監督員への報告事項に必要な**調査、簡易な測量及び図書等の資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成。**

・使用材料・段階確認について設計図書との照合

・地元若しくは関係機関との協議・調整に必要な簡易な測量、調査、資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成及び立会

・監督員の指示に従い、中間検査、部分払い検査、完成検査等に臨場

「安全訓練」に関する提出書類について

●施工計画書を提出する工事、又は
監督員が特に指示する工事　→「安全訓練等実施計画書」を監督員に提出

●監督員が請求する工事　→「安全訓練等実施報告書」を監督員に提示
（※提出不要）

※安全巡視、TBM、KY活動、新規入場者教育等の安全対策実施記録は
工事成績評定を行う工事のみ任意提示

安全訓練等実施計画書

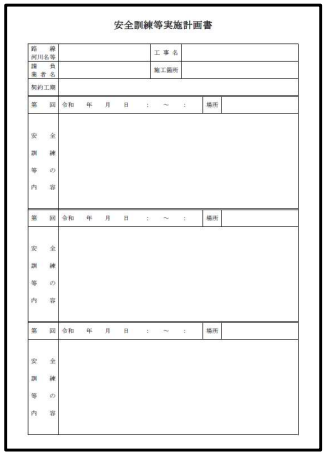

安全訓練等実施報告書

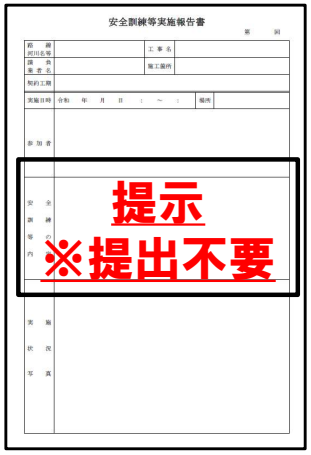

安全巡視、TBM、KY活動、
新規入場者教育
に関する安全対策実施記録

↓

※実施した記録があれば
工事成績評定に反映されます。

・安全教育及び安全訓練等の実施状況を記録した資料は、受注者が整備・保管するが、監督員の請求があった場合に提示出来る体制とし、提出は不要。

トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用報告書の廃止

・任意提出書類としていたが、書類簡素化の観点から廃止する。



廃止

※監督員との協議により、装置付車両を使用できないことが認められた場合においても、現場の出入り口等に高さ制限装置を設置する等、安全対策に努めること。

徳島県農林土木工事共通仕様書
1-1-1-37 工事中の安全確保
8.トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用
受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置）付きの車両を原則使用しなければならない。ただし、監督員との協議により、上空施設への接触事故防止装置付きのトラック（クレーン装置付）を使用できないことが認められた場合は、この限りでない。

「交通誘導警備員」を配置する工事の提出書類について

監督員へ下記書類の提出が必要

●施工前
- **交通誘導警備員配置計画**
- **合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料**

●設計図書の変更まで
- **交通誘導警備員勤務実績報告書（右表参照）**
- **勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）**

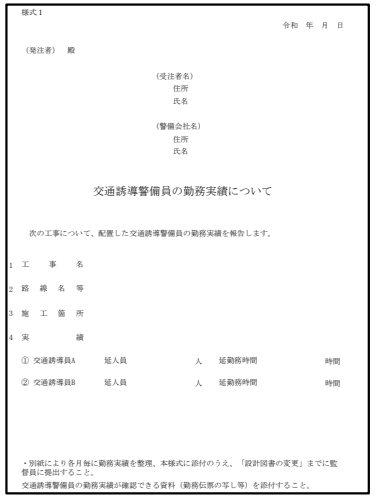

様式1

令和　年　月　日

（発注者）　殿

（受注者名）
住所
氏名

（警備会社名）
住所
氏名

交通誘導警備員の勤務実績について

次の工事について、配置した交通誘導警備員の勤務実績を報告します。

1 工　事　名
2 路　線　名　等
3 施　工　箇　所
4 実　　績
① 交通誘導員A　　延人員　　人　延勤務時間　　時間
② 交通誘導員B　　延人員　　人　延勤務時間　　時間

・別紙により各月毎に勤務実績を整理。本様式に添付のうえ、「設計図書の変更」までに監督員に提出すること。
交通誘導警備員の勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し等）を添付すること。

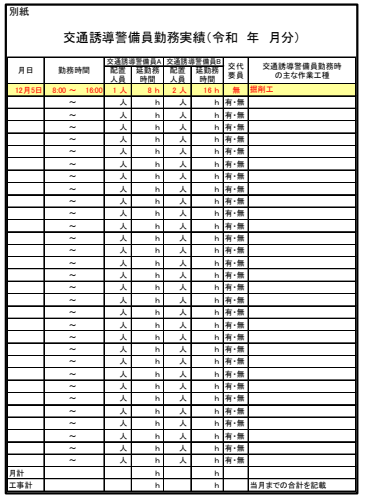

別紙

交通誘導警備員勤務実績（令和　年　月分）

月日	勤務時間	交通誘導警備員A 配置人員	交通誘導警備員A 延勤務時間	交通誘導警備員B 配置人員	交通誘導警備員B 延勤務時間	交代要員	交通誘導警備員勤務時の主な作業工種
12月5日	8:00 ～ 16:00	1人	8 h	2人	16 h	無	照明工
	～	人	h	人	h	有・無	
	～	人	h	人	h	有・無	
	～	人	h	人	h	有・無	
	～	人	h	人	h	有・無	
	～	人	h	人	h	有・無	
	～	人	h	人	h	有・無	
	～	人	h	人	h	有・無	
	～	人	h	人	h	有・無	
	～	人	h	人	h	有・無	
	～	人	h	人	h	有・無	
	～	人	h	人	h	有・無	
	～	人	h	人	h	有・無	
	～	人	h	人	h	有・無	
	～	人	h	人	h	有・無	
	～	人	h	人	h	有・無	
	～	人	h	人	h	有・無	
	～	人	h	人	h	有・無	
	～	人	h	人	h	有・無	
	～	人	h	人	h	有・無	
	～	人	h	人	h	有・無	
	～	人	h	人	h	有・無	
	～	人	h	人	h	有・無	
	～	人	h	人	h	有・無	
	～	人	h	人	h	有・無	
	～	人	h	人	h	有・無	
	～	人	h	人	h	有・無	
月計			h		h		
工事計			h		h		当月までの合計を記載

徳島県農林土木工事共通仕様書

1-1-1-43 交通安全管理

15.交通誘導警備員の配置計画

受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、円滑（公平）な交通サービスを提供することが重要であることから、状況を十分把握するとともに、その対策について交通誘導警備員の配置計画を提出するものとする。

16.交通誘導警備員の勤務実績報告

受注者は、交通誘導警備員を配置した場合は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、設計図書の変更までに勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、監督員に提出しなければならない。

なお、受注者は、合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員に提出しなければならない。また、検定合格警備員は、当該業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

工事履行報告

実施工程％は、「請負代金額」と「現場で施工した金額」で算出

- **実施工程％の根拠資料の添付は不要。**

$$\text{実施工程％} = \frac{\text{現場で施工した金額}}{\text{請負代金額}}$$

※準備工段階（工場製作含む）であっても、金額が発生している場合は「現場で施工した金額」に計上する。

※指示書に記載された概算金額を「請負代金額」に含めて算出するなど現場の実態に合わせても良い。

（国土交通省標準様式　様式－１４）

工　事　履　行　報　告　書

工事名	○○○○工事		
工期	○年○月○日　～　○年□月□日		
日付	○年●月●日　（　●　月分）		

月　別	予定工程　％ （　）は工程変更後	実施工程　％	備　考
○年５月	5	5	
○年６月	10	10	
○年７月	20	20	
○年８月	30	30	
○年９月	50	40	
○年１０月	60		
○年１１月	80		
○年１２月	100		

（記事欄）

主任監督員	監督員	現場代理人	主任（監理）技術者	監理技術者補佐

建設リサイクル法の対象工事

対象建設工事の条件

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80m2以上
建築物の新築または増築工事	床面積の合計 500m2以上
建築物の修繕または模様替（リフォーム）等工事	請負代金の額 1億円以上
その他工作物に関する工事（土木工事等）	請負代金の額 500万円以上

対象となる特定建設資材

・コンクリート
・アスファルト・コンクリート
・木材
※使用のみの場合も対象工事となります。

手続きの流れ　※法＝建設リサイクル法

①受注者から発注者へ契約前に事前説明（法12条）
②対象建設工事は契約書に記載（法13条）
③発注者から該当の窓口へ「通知」（法11条）
④通知済証を発注者から受注者へ通知

「対象外」となるケース

・特定建設資材ではないものの処理
・リース材の返却　　等

💡 記載例（12条・13条）は次ページを参照

（参考）建設リサイクル法１２条記載例

（別紙１）

説　明　書

令和　○○年　○○月　○○日

徳島県○○○○　殿

受注者　住　所　徳島県○○市●●町▲▲
氏　名　○○株式会社
代表取締役　○○　●●

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により，対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

記

1　工事番号　○○○○○-○○○-○○○○○○

2　工事名　R○○○○　○○川　徳・○○　○○工事

3　路線名等　○○川

4　工事箇所　○○市●●町△△

5　説明内容　添付資料のとおり

6　添付資料
①別表（別表1～3のうち該当するものに必要事項を記載したもの）
□別表1（建築物に係る解体工事）
□別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））
☑別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））
②工程の概要を示す資料（できるだけ図面，表等を利用する。）
（注）□欄には，該当個所に「レ」を付すこと。

別表3　（A4）

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

工作物の構造（解体工事のみ）		□鉄筋コンクリート造　□その他（　　）
工事の種類		☑新築工事　□維持・修繕工事　□解体工事
		□電気　□水道　□ガス　□下水道　□鉄道　□電話
		☑その他（河川工事（擁壁工））
使用する特定建設資材の種類（新築・維持・修繕工事のみ）		☑コンクリート　□コンクリート及び鉄から成る建設資材
		□アスファルト・コンクリート　□木材
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数　年 その他（　　）
	周辺状況	周辺にある施設　☑住宅　□商業施設　□学校 □病院　□その他（　　） 敷地境界との最短距離　約 3.0 m その他（　　）

工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所　☑十分　□不十分 その他（　　）	
	搬出経路	障害物　□有（　）☑□無 前面道路の幅員　約 4.0 m 通学路　☑有　□無 その他（　　）	一般国道○○号利用
	特定建設資材への付着物（解体・維持・修繕工事のみ）	□有 （　　） ☑無	
	他法令関係（解体・維持・修繕工事のみ）　石綿（大気汚染防止法・安全衛生法石綿則）	□有 特定建設資材への付着（　□有　□無　） ☑無	
	その他		

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法（解体工事のみ）
	①仮設	仮設工事　□有☑無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事　□有☑無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事　☑有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事　☑有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事　□有☑□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	⑥その他　（　）	その他の工事　□有☑□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序（解体工事のみ）		□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他（　　） その他の場合の理由（　　）	
工作物に用いられた建設資材の量の見込み（解体工事のみ）		トン	

廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み（全工事）並びに特定建設資材が使用される工作物の部分（新築・維持・修繕工事のみ）及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分（維持・修繕・解体工事のみ）	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分（注）
		☑コンクリート塊	10トン	□① □② ☑③ ☑④ □⑤ □⑥
		□アスファルト・コンクリート塊	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
		□建設発生木材	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
	（注）①仮設　②土工　③基礎　④本体構造　⑤本体付属品　⑥その他			

備考
予定工期：令和○○年○○月○○日　～　令和●●年●●月●●日

□欄には，該当箇所に「レ」を付すこと。

（参考）建設リサイクル法１３条記載例

（別紙４－１）　　建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

工事番号：

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事に該当の有無
（次のいずれかの該当項目の□に「レ」を記入する。）
☑該当する（分別解体等の方法については以下のとおり）
□該当しない（以下記載不要）

１．分別解体等の方法

	工程	作　業　内　容	分別解体等の方法(※)
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有　☑無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土木	土工事 □有　☑無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☑有　□無	□手作業 ☑手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☑有　□無	□手作業 ☑手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有　☑無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （　　）	その他の工事 □有　☑無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

２．解体工事に要する費用（直接工事費）　　円（税抜き）
（注）・解体工事の場合のみ記載する。
・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
・仮設費及び運搬費は含まない。

３．再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート殻	有限会社●●	○○市●●町□□

４．再資源化等に要する費用（直接工事費）　500,000　円（税抜き）
（注）・運搬費を含む。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）

マニフェストは監督員への提示のみ、コピーの提出は不要

- 数量の根拠としても**マニフェストのコピーの提出は不要**。
- 数量の根拠は、マニフェストの提示を受けた監督員、現場技術員が**設計図書の変更までに確認**。
- 監督員への提示は電子マニフェストでも可とする。



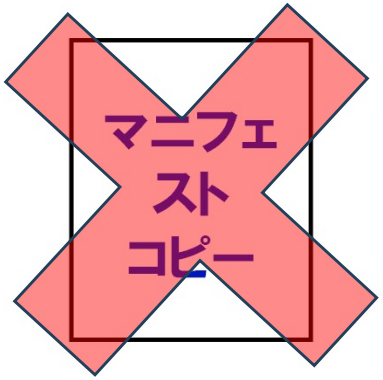

マニフェストのコピー添付不要

マニフェストを監督員、現場技術員へ提示

コリンズ（CORINS）登録は紙での提出不要

- 登録の確認依頼は、コリンズ登録内容確認システムからの監督員へのメール送信のみ。（紙提出は不要）

- 監督員がシステム上で登録内容の確認を行うと、システムから受注者あてにメールが届く。（署名、押印は不要であり、紙資料の打ち出し不要）

- 請負代金額のみの変更の場合は、原則として変更登録の必要はない。

- 変更時としゅん工時の間が土曜日・日曜日・祝日等を除き14日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できる。

3　写真管理

工事写真を省略できる場合について

以下のケース①～③の場合、工事写真は省略可能

ケース①
品質証明書がある場合

公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合

↓

品質管理写真の撮影を省略可能

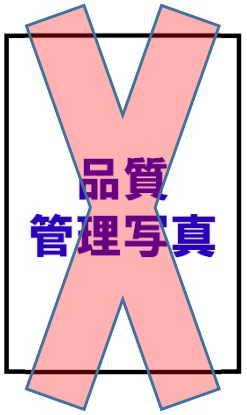

ケース②
完成後測定可能な部分

完成後測定可能な部分

↓

出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影でよい



ケース③
監督員等が臨場時

監督員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所

↓

臨場時に撮影した写真を出来形管理写真としてよい

※別途受注者による出来形管理写真の撮影を省略可能



※③は県土整備部とは運用が異なります

徳島県農林土木工事施工管理基準　10.写真管理基準　4.写真の省略

工事写真は次の場合は省略する。

（１）品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略する。

（２）出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1 回撮影し、後は撮影を省略する。

（３）監督員または現場技術員が臨場して段階確認し、撮影した箇所は、その写真を出来形管理写真とし、別途受注者による出来形管理写真の撮影を省略する。

４　材料品質管理書類

JISマーク表示がされている材料・製品等の確認資料について

JISマーク表示がされている材料・製品の

- **工事に使用した材料の品質を証明する資料 → JISマーク表示状態を示す写真等**
- **使用承諾願に添付する、見本又は品質を証明する資料 → 認証書又は JISマーク表示状態を示す写真等**



→提出不要

徳島県農林土木工事共通仕様書
第2編　材料編　第1章　一般事項
第2節工事材料の品質
1.一般事項
受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事しゅん工検査請求書提出時までに監督員へ提出しなければならない。
なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下「JISマーク表示品」という。）については、JISマーク表示状態を示す写真等の確認資料に替えることができる。
4.使用承諾願の提出
受注者は、設計図書において監督員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、使用承諾願に見本または品質を証明する資料を添付し、工事材料を使用するまでに監督員に提出し、確認を受けなければならない。なお、JISマーク表示品については、認証書またはJISマーク表示状態を示す写真等の提出とし、見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。

使用材料の「納品書」の提出について

納品書の提出については規定していない。
ただし、コンクリートの納入書は監督員から請求があった場合は提示が必要。

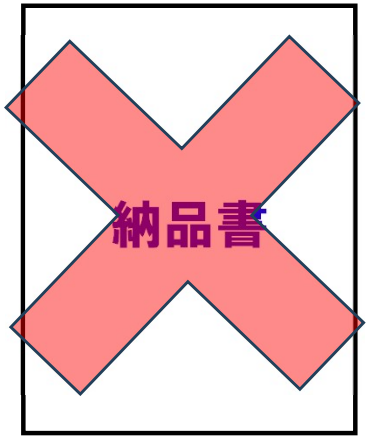

納品書の提出不要

徳島県農林土木工事共通仕様書
1-3-3-2　工場の選定
2.JISのレディーミクストコンクリート
受注者は、第1編1-3-3-2第1項(1)により選定した工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書を使用前に監督員へ提出するとともに、レディーミクストコンクリート納入書を整備及び保管し、監督員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

レディーミクストコンクリートを用いる場合の提出書類について

受注者が、「マル適マーク使用承認工場」を選定し、その工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合、使用前に監督員に提出が必要な書類は、以下の①～③である。

①材料使用承諾願
②レディーミクストコンクリート配合計画書
③品質管理監査合格証の写し

~~骨材のアルカリシリカ反応性試験報告書~~
~~コンクリート用化学混和剤試験結果報告書~~
~~セメント試験成績表~~
~~骨材試験成績表~~
~~水質試験報告書~~
~~JISマーク表示制度認証書~~
~~日本工業規格適合性認証書　等~~

提出不要

💡 **マル適マーク使用承認工場とは？**
全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場

「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」について

●請負代金額500万円未満の工事　→ **提出不要**

●請負代金額500万円以上、かつ工事成績評定を行う工事　→ **任意提出**

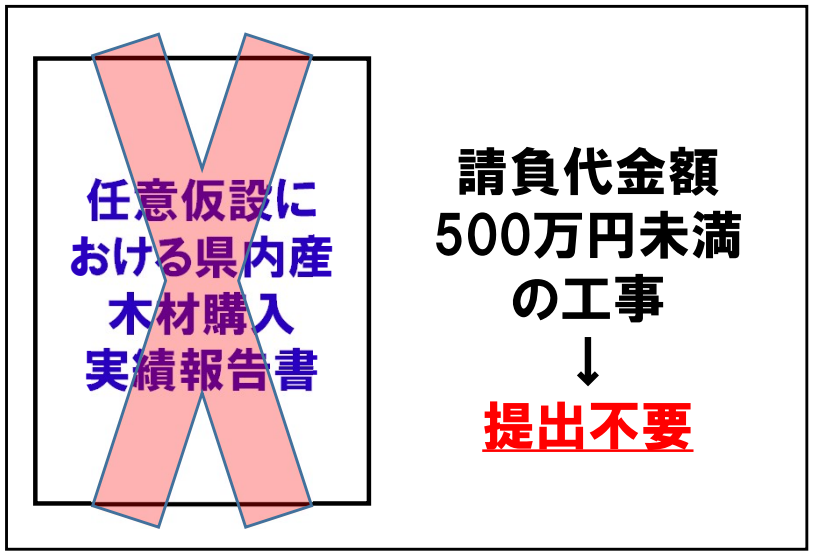

徳島県では、県の施策として**県産木材の利用促進**に取り組んでいます。工事看板・バリケード等については、県産木材を優先して使用するよう努めてください。

★木材利用換算表の作成・公表
（県HP「農林土木工事主要提出書類（施工管理等）」で公開）

- 受注者の入力の負担軽減を図るよう「木材利用換算表」を作成・公表しています。
- 「木材利用換算表」は木材製品の実数量から体積（m3）に換算するための表です。
- 受注者は「木材利用換算表」を確認し、木材の体積を入力してください。

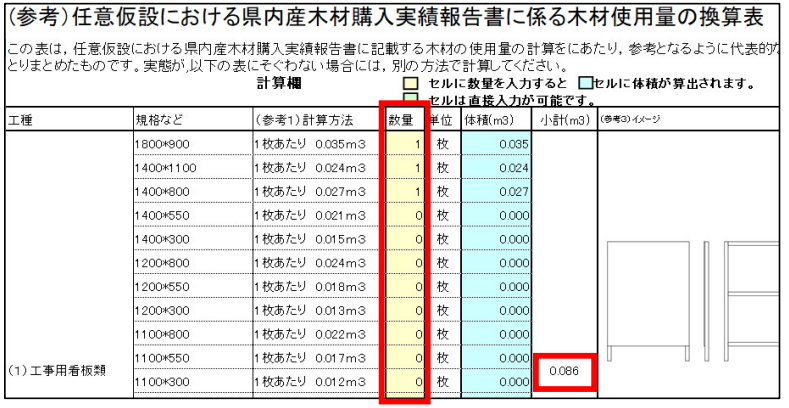

（参考）任意仮設における県内産木材購入実績報告書に係る木材使用量の換算表

この表は，任意仮設における県内産木材購入実績報告書に記載する木材の使用量の計算をにあたり，参考となるように代表的なものをとりまとめたものです。実態が,以下の表にそぐわない場合には，別の方法で計算してください。

計算欄　□ セルに数量を入力すると □セルに体積が算出されます。　□ セルは直接入力が可能です。

工種	規格など	（参考1）計算方法	数量	単位	体積(m3)	小計(m3)	（参考3）イメージ
（1）工事用看板類	1800*900	1枚あたり　0.035m3	1	枚	0.035	0.086	
	1400*1100	1枚あたり　0.024m3	1	枚	0.024		
	1400*800	1枚あたり　0.027m3	1	枚	0.027		
	1400*550	1枚あたり　0.021m3	0	枚	0.000		
	1400*300	1枚あたり　0.015m3	0	枚	0.000		
	1200*800	1枚あたり　0.024m3	0	枚	0.000		
	1200*550	1枚あたり　0.018m3	0	枚	0.000		
	1200*300	1枚あたり　0.013m3	0	枚	0.000		
	1100*800	1枚あたり　0.022m3	0	枚	0.000		
	1100*550	1枚あたり　0.017m3	0	枚	0.000		
	1100*300	1枚あたり　0.012m3	0	枚	0.000		

５　出来形管理書類

出来形や品質のばらつきの判断のための「工程能力図」について（１/２）

「徳島県土木工事施工管理基準 出来形管理基準及び規格値」に記載された工種及び測定項目毎に、**測定点（※）**が6以上ある測定項目について、「**工程能力図**」が提出された場合、出来形の測定値に関するばらつきの判断について、工事成績評定に反映されます。

なお、「**工程能力図**」が不要な測定項目については、以下を参照してください。

★工程能力図が不要な測定項目

ただし、出来形管理図等の測定結果の分かる書類は必要

［出来形］

- 主たる工種（及び副工種）以外の工種における測定項目
- 出来形管理基準の「工種ごと・測定項目ごと」に見て、測定点が5以下の測定項目
- 基礎砕石、均しコンクリートにおける測定項目
- 隣接する既設構造物により設計値が定まる測定項目
  （例：両側に既設構造物がある舗装工の幅）
- 規格値が「設計値以上」となっている場合等、規格値の50%（80%）を設定できない測定項目
- 施工後の実測値を設計値に反映した測定項目
- 既製型枠を使用した工種（例：根固めﾌﾞﾛｯｸ）における構造寸法に係る測定項目

［品質］

- 生コンクリートの品質（圧縮強度・空気量・スランプ等）

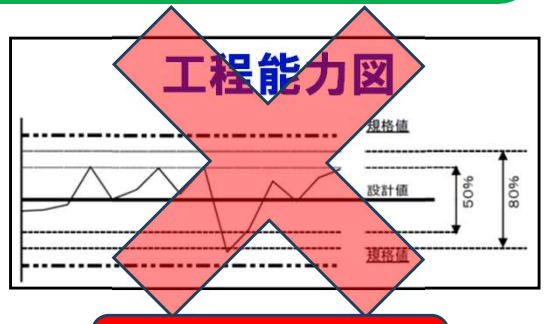

作成不要

「工程能力図」を作成しても工事成績評定に反映されない。

※測定点について

出典：「工事成績評定において確認する書類一覧表」の留意事項③

徳島県農林土木工事出来形管理基準で定められた測定箇所（詳細は次頁参照）で測定された点のこと。

工事が**ばらつきの判断の対象となるかどうか**を事前に確認し、業務の効率化に努めましょう。不明な点ついては、監督員に相談してください。

出来形や品質のばらつきの判断のための「工程能力図」について（2/2）

測定項目の規格値が下限値のみの場合のばらつきの考え方は、
下限値と同様の値があるものと仮定し、ばらつきの％（バーセント）を考慮する。
※規格値が上限値のみの場合も同様。

★出来形及び品質のばらつきの考え方［工程能力図の場合］

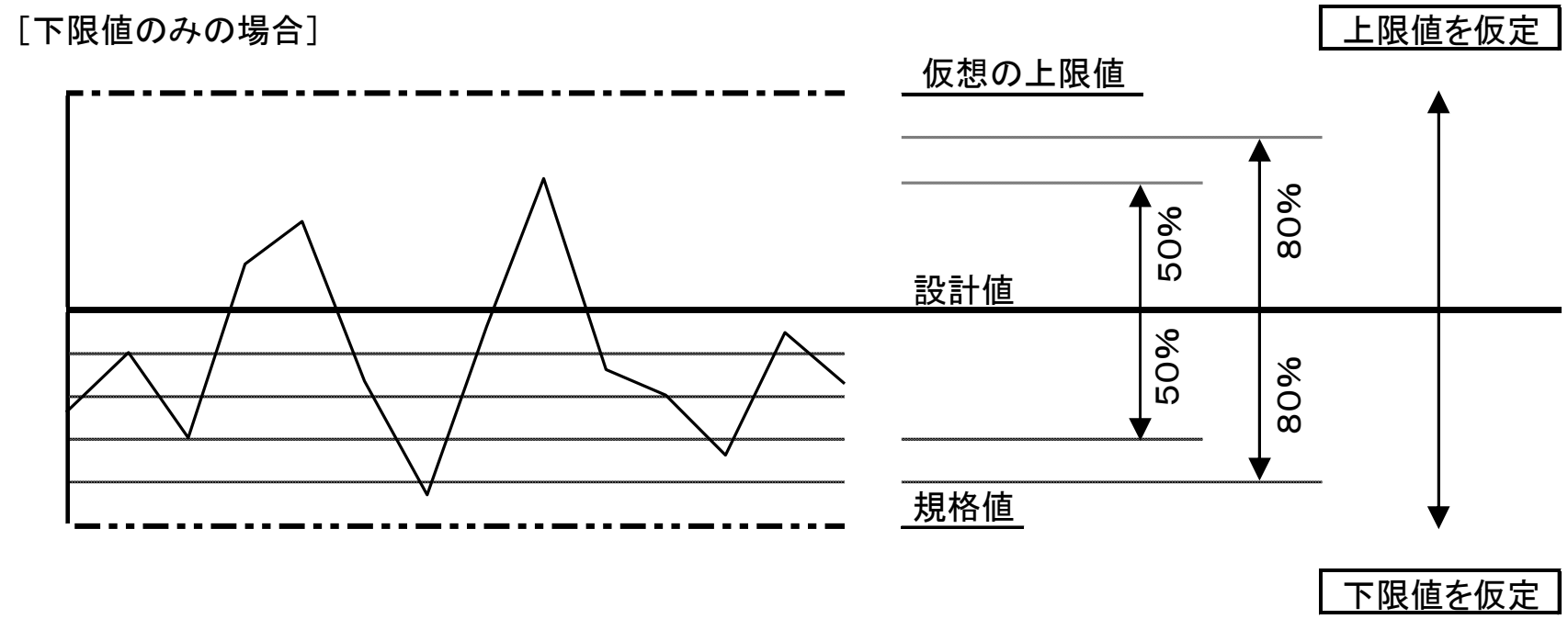

出典：「徳島県工事成績表の考査項目別運用表（土木）」の別紙－4（土木工事）

💡 **仮想の上限値（又は下限値）のない工程能力図が提出された場合、ばらつきで判断不可能として評定されますので、不明な点については、監督員に相談してください。**

補足資料（出来形測定箇所の選定について）（1/3）

・出来形管理基準の測定基準において「施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所」測定とされている工種については、原則として、以下①～③に示す測定箇所について測定するものとし、その測定結果（出来形管理図表、出来形管理図、写真等）を提出しなければならない。
・なお、以下の①～③に示す測定箇所以外の箇所については、測定結果の提出は不要であるが、施工箇所全体に渡り、出来形管理基準に示す規格値を満足するよう施工管理を実施しなければならない。

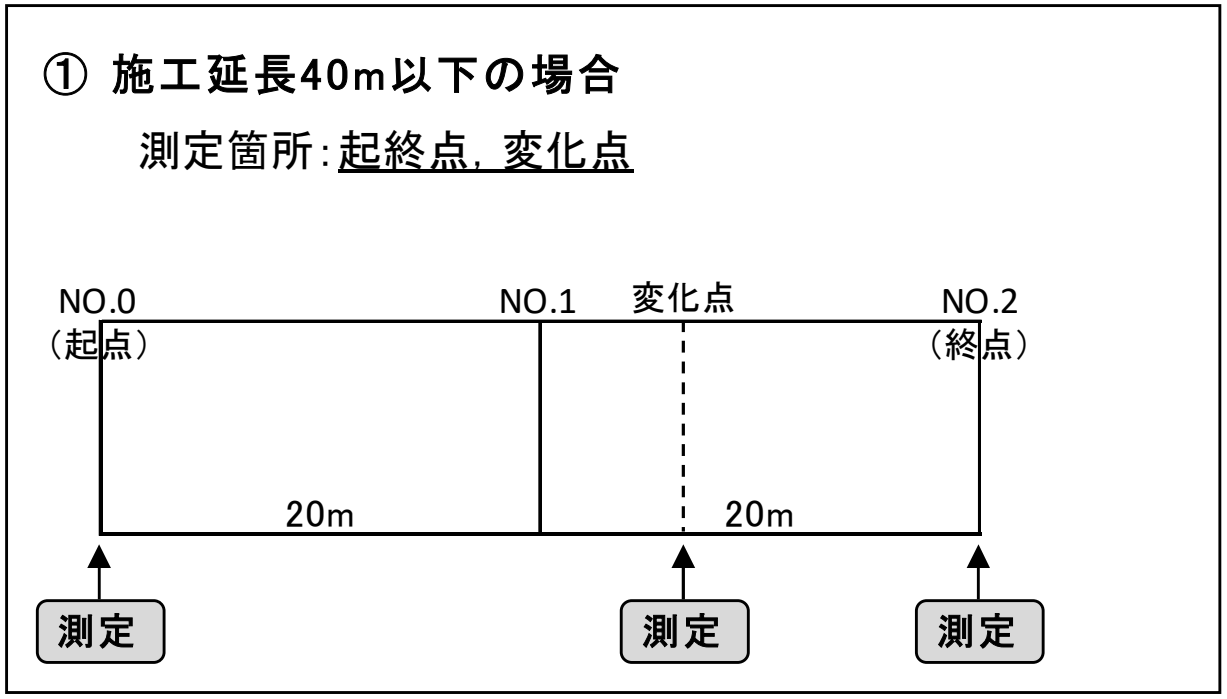

出典：徳島県農林土木工事施工管理基準

補足資料（出来形測定箇所の選定について）（2/3）

② 施工延長40mを超え60m以下の場合

測定箇所：起終点，NO.1，変化点

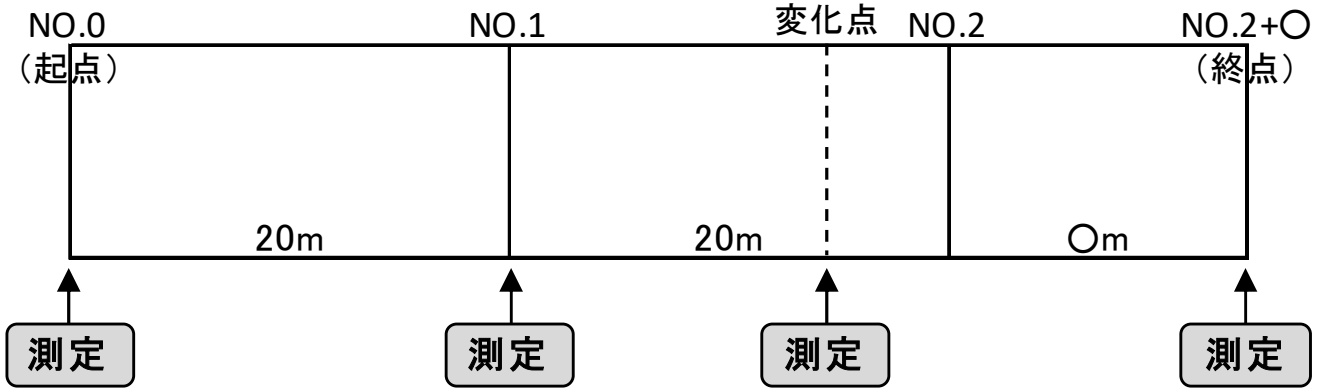

③ 施工延長60m超の場合

測定箇所：起終点，偶数NO測点，変化点

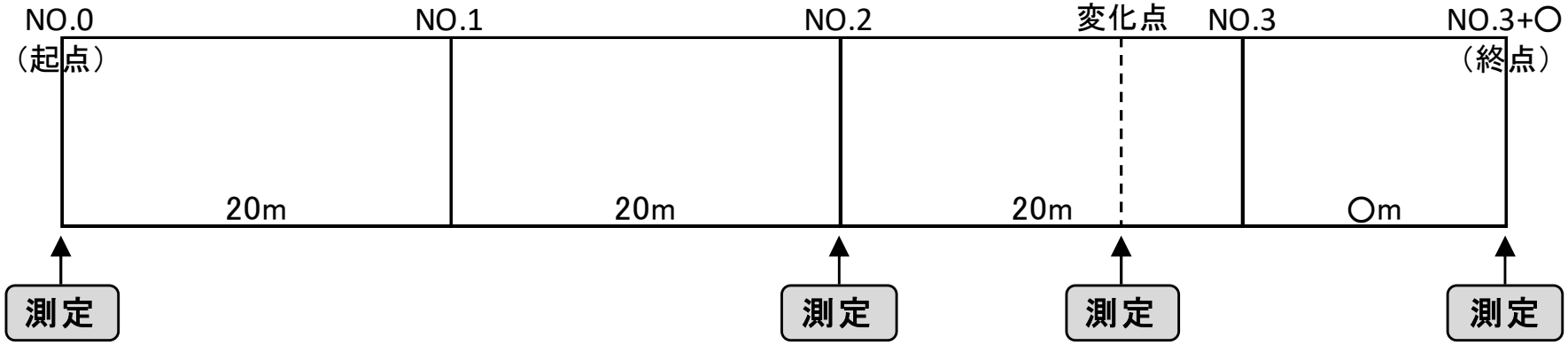

出典：徳島県農林土木工事施工管理基準

補足資料（出来形測定箇所の選定について）（3/3）

・**変化点**は、構造又は高さが変化する二重断面となる点、及び構造物の天端高や床付面の縦断勾配が変化する点とする（右図参照）。

※ただし、現場の状況により、これにより難い場合は、監督員と協議の上、別途選定できるものとする。

変化点について（参考）

変化点については，以下のケース1～4（※図面は構造物展開図）を参照し設定すること。

ケース1：断面変化がない場合→変化点なし

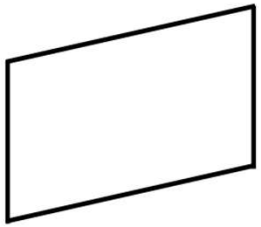

ケース2：構造が変化する二重断面となる点

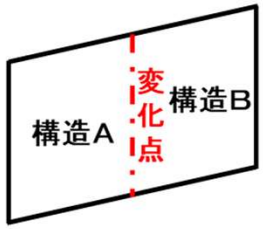

ケース3：高さが変化する二重断面となる点

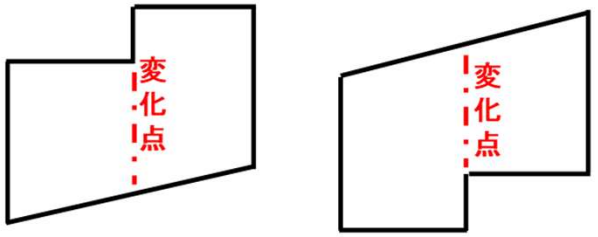

ケース4：構造物の天端高や床付面の縦断勾配が変化する点

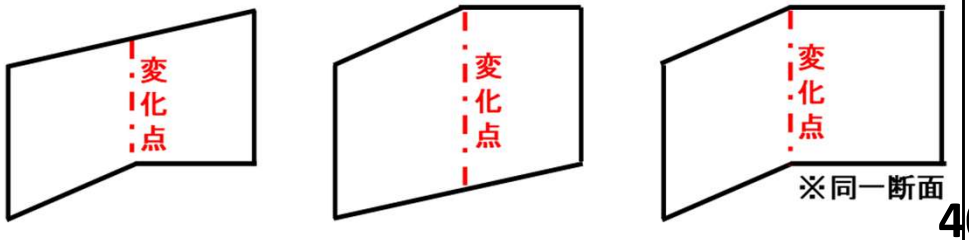

６　書類の提出方法・時期等

「休日・夜間作業届」の提出について

「**休日・夜間作業届**」については、「**確定している作業日**」について提出

★週休2日確保工事等への対応

「休日・夜間作業届」は、「**確定している作業日**」のみ**提出**。
ただし、作業日毎に提出する必要は無く、確定している作業日は集約して提出しても良い。

徳島県農林土木工事共通仕様書

1-1-1-35　週休二日の対応
　受注者は、原則、週休二日に取り組み、その実施内容を監督員に報告しなければならない。
1-1-1-47　施工時期及び施工時間の変更
2.休日または夜間の作業連絡
　受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行うとき、事前に休日・夜間作業届を監督員に提出しなければならない。

週休2日確保工事等実施要領（R8.7.15）

第6条
3　受注者は、官公庁の休日に作業を行うときは、徳島県農林土木工事共通仕様書等に規定されているとおり、事前に休日・夜間作業届を監督員に提出しなければならない。また、現場閉所日の振替を行う場合は、振替日を監督員に協議すること。
5　完全週休2日（土日）に取り組む工事において、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に変わる現場閉所日を同一の週で決定し、1週間に2日以上の現場閉所を行うものとする。なお、一週間の定義は「月曜から日曜まで」を基本とする。

休日・夜間作業届

記入例　　電子メール様式2

休日・夜間作業届

工事名	R3〇〇 〇〇〇 〇・〇〇 〇〇工事		受注者名	〇〇建設（株）
提出年月日	受注者確認欄（押印省略）			備　考
R3.7.12	現場代理人	監理（主任）技術者		
	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇		

共通仕様書第1編1-1-1-45第2項に基づき、提出します。

作業内容		区分	作業年月日	備考
作業工種	作業場所			
土砂掘削・運搬	〇〇市〇〇町〇〇	休日	R3.7.17	
基層工	〇〇市〇〇町〇〇	夜間	R3.7.20	

確認年月日	発注者確認欄（押印省略）		備　考
R3.7.12	主任監督員	現場監督員	
	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	

工事関係書類の押印廃止について

一部の工事関係書類（契約書等）を除き、押印は不要（押印廃止）

・様式に「印」の明記がない工事関係書類　→　押印不要
・様式に押印欄がある工事関係書類　→　押印不要
（各種様式及び農林土木工事主要提出書類チェックリスト参照）
※押印しないことを強制するものでないため、押印されていても従来のとおり受付けます。

「印」の明記がない書類



→押印不要
（※住所、氏名等は印字）

・工程表
・現場代理人及び主任技術者等選任通知書
・主任技術者兼務届　等

押印欄がある書類



→押印不要
（※名字を印字又は手書き）

・工事打合せ簿
・段階確認書
・工事履行報告書　等

情報共有システムを活用する工事については、
従来のとおり情報共有システムにより処理を行うこととします。

書類の電子化

- ＡＳＰ（情報共有システム）は、書類の作成や受発注者間のやりとりをＷＥＢを通して行うシステムで、書類を電子データで管理。

- 電子で提出した書類を**紙で再提出は不要**。

- 「工事書類の処理の迅速化」を図り、建設現場の働き方改革、生産性向上に寄与。

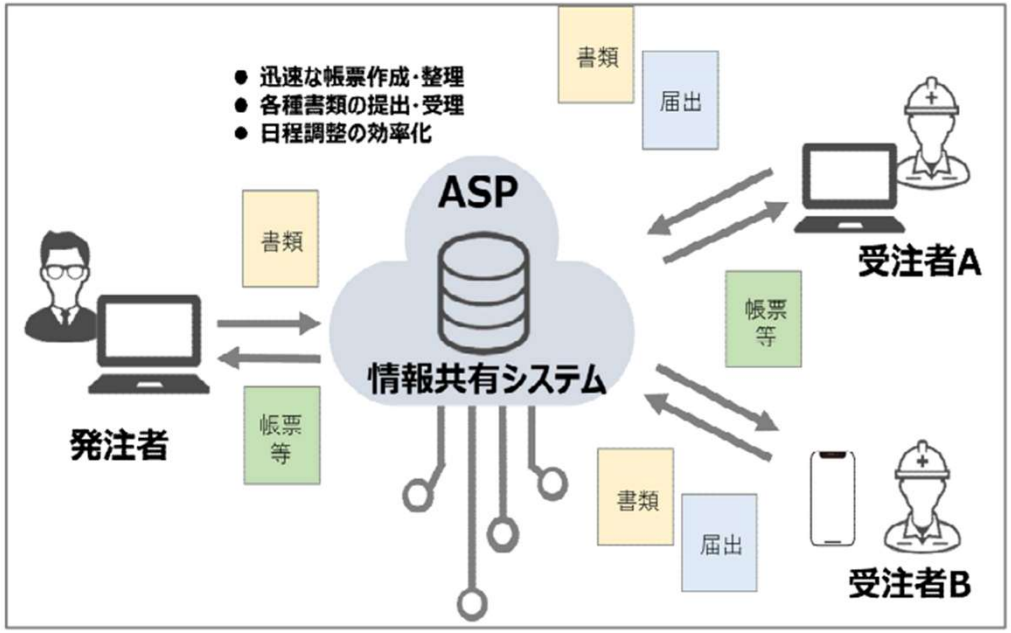



電子で提出した書類は紙提出不要

（参考）「書類の提出期間」の数え方

契約締結後（又は変更日から）土曜日、日曜日、祝日等を除き１４日以内の数え方

○月	1	2	3	4	5	6
	月	火	水	木	金	土

契約締結日（変更日）は起算しない

土曜日は起算しない

7	8	9	10	11	12	13
日	月	火	水	木	金	土
		契約締結日（変更日）	①	②	③	

14	15	16	17	18	19	20
日	月	火	水	木	金	土
	祝日	④	⑤	⑥	⑦	

日曜日、祝日は起算しない

			24	25	26	27
			水	木	金	土
	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	

28	29	30	31
日	月	火	水
	⑬	提出（提示）期限 ⑭	

契約締結日（変更日）が９日の場合、
土曜日、日曜日、祝日等を除き１４日目

「雇用関係確認のための書類」の提出について

技術者等の雇用関係を確認する資料は提出ではなく提示としている。

~~技術者等の雇用関係を確認する資料~~

→提示（※提出は不要）

雇用関係を確認する資料

書　　類	根　　拠	所　有　者	作　成　者	備　　考
源泉徴収票	所得税法	従業員本人	建設業者	
健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬決定通知書	健康保険法	建設業者	全国健康保険協会 健康保険組合	
住民税特別徴収税額の通知書 ・変更通知書	地方税法	建設業者	市町村	
国家資格者等及び監理技術者 一覧表	建設業法	国土交通省 都道府県	建設業者	建設業許可申請
技術職員名簿	建設業法	国土交通省 都道府県	建設業者	経営事項審査申請
雇用保険被保険者証	雇用保険法	建設業者	公共職業安定所	

※出典：現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル

７　書類提出が不要となる場合

請負代金額500万未満の工事で提出が不要となる書類について

以下の書類は**提出不要**

①建設リサイクル法第１２条関係様式（説明書）
②建設リサイクル法第１３条関係様式（分別解体等の方法等）
③工事実績データの登録（CORINS登録システム）
　・登録のための確認のお願い
　・登録内容確認書
④任意仮設における県内産木材購入実績報告書
⑤徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書

監督員が指示する場合にのみ提出等が必要な書類について

監督員からの指示（設計図書への記載）がなければ、以下の書類は**提出不要**

※（ ）は監督員からの指示（設計図書への記載）があった場合の対応

①工事測量結果（提出）
②土壌硬度試験及び土壌試験結果（提示）
③安全訓練等実施報告書（提示）
④工事履行報告書（提出）
⑤加熱加工鉄筋の調査・試験資料等（提示）
⑥資機材保管計画書（提出）
⑦墜落防止チェックシート（提示）

★現場説明書に「工事履行報告書の作成」について明記

（令和元年7月15日以降に入札公告又は指名通知を行う農林土木工事から適用）

・発注者は、工事工程を把握し、必要に応じて工事の促進の指示を行う必要があるような場合、現場説明書に「工事履行報告書の作成」について明記

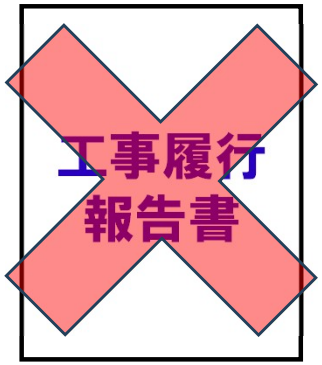

提出不要

現場説明書に「工事履行報告書の作成」の明記が無い場合

創意工夫に関する実施状況

説明資料は簡潔に作成、最大でも10項目までの提出

- 「創意工夫」における評価項目は、
  １工事につき最大１０項目まで提出可能。

※「工事特性」及び「社会性等」に関する説明資料については項目数の上限は設けない

創意工夫・工事特性・社会性等に関する実施状況

別添様式 1

創意工夫・工事特性・社会性等に関する実施状況

工事名		請負者名	
項目	評価内容	備考	
□創意工夫	□施工関係	施工に伴う器具・工具・装置類 二次製品、代替材の利用 施工方法の工夫、施工関係の工夫 照明・視界確保等の工夫 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫	
	□品質関係	施工(土工、設備、コンクリート打設)の工夫 使用材料の工夫	
	□安全・衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫 環境保全に関する工夫	
	□その他		
□工事特性	□構造物特殊性	対象構造物の規模が特殊 対象構造物の形状の複雑さ 構造物、技術固有の難しさへの対応	
	□作業環境、社会条件	鉄道・供用中の道路・建築物等の近接物 地中埋設物等の地中内の作業障害物 騒音・振動を配慮 現道上の交通規制 緊急時の対応 施工箇所が広範囲な工事	
	□自然・地盤条件	特殊な地盤条件への対応 雨・雪・風・気温・波浪等の影響 急峻な地形及び土石流危険渓流内 動植物等の自然環境の保全配慮	
	□長期工事の安全確保		
□社会性等	□地域への貢献	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施 徳島県リサイクル認定制度に基づく製品の使用	

1．該当する項目の□にレマークを記入
2．具体的内容の説明として、写真、ポンチ絵等を説明資料に整理

別添様式 2

創意工夫・工事特性・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工事名		／
項目	評価内容	
提案内容		
説明		
添付図		

※説明欄には、提案の実施内容について、目的(必要性)、対策(内容)及び効果(結果)等を簡潔に記載し、説明資料は、必要に応じ別葉とする。

創意工夫については10項目を超えた提出は不可

工事検査書類について

不要な書類を作成しても工事成績評定では評価されない

- 本マニュアルにおいて不要としている書類を作成しても**工事成績評定では評価されない。**
- 書類の見栄えや多さは、工事成績評定に影響しない。
- **工事概要説明資料（ダイジェスト版）**等の工事検査のために新たな資料の**作成は不要。**
- **発注者（監督員、検査員、現場技術員）**は、不要な書類の**提出、提示は求めないこと。**

8　設計変更

発注者からの指示事項に対する設計変更等について

設計図書（図面、現場説明書、仕様書）の範囲を超える内容について、発注者が受注者に指示

対応する上での注意点

- 発注者は、変更を指示する場合、**指示書**により受注者に指示すること（※軽易なもの、災害時等緊急な場合は除く）
- 発注者は、変更指示を行う場合は、**指示書**にその内容に伴う増減額の概算金額を記載するよう努めること（※緊急的に作業を指示する場合や、概算金額の算定に時間を要する場合を除く）
- 受注者は、**指示書**より実施内容、概算金額を確認した上で作業を実施
- **徳島県農林土木工事における設計変更ガイドライン（案）**により適切な設計変更を行うこと

徳島県農林土木工事における設計変更ガイドライン（案）

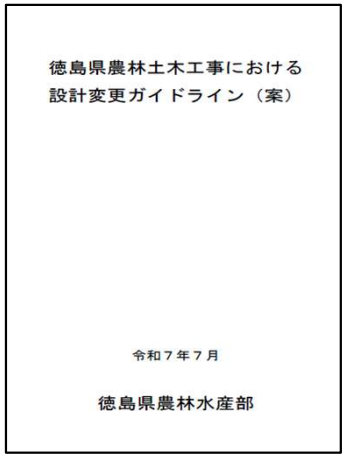

設計変更に係る業務の円滑化を図るために、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等についてまとめたもの

- 工事が設計図書に適合しておらず、改造請求、修補を発注者が受注者に指示
- 仕様書に規定された方法で施工しておらず、品質確認のための作業を発注者が受注者に指示

対応する上での注意点

- 設計図書に適合していない場合、**正式な書面**により受注者に指示すること
- 指示内容（費用負担含む）は、事前に受発注者間で**協議**を行い決定すること
- 発注者は一方的に受注者に指示しないこと

💡 受発注者間で、追加作業の目的、実施内容及び概算金額について共有し、作業実施後にトラブルとならないよう適切な対応をお願いします。

９　関係基準等の保存場所（県HP）

関係基準等の保存場所（県HP）

名　称	適用、概要など	県ＨＰ公開
徳島県農林土木工事共通仕様書	各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成した図書をいう。	https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7244571/
徳島県農林土木工事施工管理基準	農林土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたもの。 ・出来形管理基準及び規格値 ・品質管理基準及び規格値 ・写真管理基準	https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7245715/
農林土木工事主要提出書類	契約約款、共通仕様書、施工管理基準等から受注者が提出することとされた書類を抽出して整理し、そのうち主な書類をまとめたもの。	https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/2011062400132
農林土木工事主要提出書類チェックリスト	提出書類について整理し、提出時期や対象工事等を記載したもの。	
電子メール等を活用した工事書類提出等に関する実施要領	農林土木工事における、電子メール等を活用した工事書類の提出等に関する運用について必要となる事項について定めたもの。	https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/2010102900090
現場代理人及び主任技術者等 設置マニュアル	建設工事に配置する現場代理人及び主任技術者等について、統一的な解釈及び運用を図り、建設工事の適切な施工の確保に資するため、現場代理人及び主任技術者等の設置に関する国や県からの通知、建設業法、約款、共通仕様書等の内容をひとつにまとめたもの	https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5043782/
徳島県農林土木工事における設計変更 ガイドライン（案）	設計変更に係る業務の円滑化を図るために、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等についてまとめたもの	https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/2017020700030
工事成績評定において確認する書類一覧表	工事成績評定において確認する書類について一覧表にまとめたもの	https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/



徳島県　農林水産部　農山漁村振興課

(URL) https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7317355/